



2. 地区別の緑地の保全方針

(1) (仮称) 東山特別緑地保全地区

①地区の概要

- ・本地区は面積約 31.97ha、市中心部の北東に位置し、緑豊かな小高い山を形成して地域の目印となっています。
- ・現在は風致地区に指定され、一定の開発・建築行為が規制されています。
- ・地区面積の 4.5% にあたる 1.44ha が市有地となっており、緑地としての保全・管理を進めていますが、今後も良好な自然環境・景観を維持するため特別緑地保全地区に指定し、住民の健全な心身の保持及び増進のために凍結的・永続的な保全を担保することとします。

②緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備方針

特別緑地保全地区においては、凍結的・永続的な保全を担保することを基本とするため、次の施設を除き、法に基づき許可手続きを適宜、個別に行うこととします。

<許可手続きを簡素化できる施設>

- ・災害の防止または復旧のために必要やむを得ない施設
- ・法令に基づく行政庁の勧告に応じて整備する施設

③土地の買い入れ及びその土地の管理方針

特別緑地保全地区の土地で、その所有者が行為の制限をうけることにより、その土地の利用に著しい支障を来す場合に買い入れるべき旨の申し出があった場合は、次の方針のもとで、土地の買い入れを行うこととします。

<土地の買い入れに関する役割分担>

- ・地域住民等を含めた民間活力により緑地を保全する機運の高まりによって組織された緑地管理機構が買い入れることを検討しつつ、買い入れを希望しない場合は、県及び市が協議を行うこととします。

また買い入れた土地については、買い入れた者が、次の方針のもとで管理を行うこととします。

<買い入れた土地の管理方針>

- ・適正な管理を行う視点から、買い入れた主体は必要な台帳を整備することとします。
- ・当該緑地を良好な状態で管理・保全するため、樹木のせん定、枯損した木竹及び危険な木竹の処理を行うこととします。
- ・当該緑地の保全に関連して必要な施設の整備、維持管理を行うこととします。

④管理協定に基づく緑地の管理方針

特別緑地保全地区内の緑地のうち、次に該当する緑地については管理協定の締結を検討することとします。また、管理協定を締結する際には、次に示す事項を協定に定めることとします。

<管理協定の対象となる土地の区域等>

- ・土地所有者の疾病、高齢化、不在地主化等の理由により、日常の巡視や下草刈り等の管理行為が困難となっている土地の区域
- ・ただし、農地及び採草放牧地は含まない。

<管理協定の締結事項>

- 管理協定の目的となる土地の区域
- 緑地の管理の方法に関する事項
 - ・樹木のせん定の方法
 - ・枯損した木竹及び危険な木竹の処理の方法 など
- 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
- 管理協定の有効期限
- 管理協定に違反した場合の措置

⑤その他保全に関し必要な事項

その他保全に関連し、必要に応じて定める事項は次のとおりです。

<その他保全に関連し必要な事項>

- ・買い入れるべき旨の申し出がない場合であっても、緑地の保全及び活用の視点から必要となる緑地については、積極的な買い入れに努めることとします。

○土地の買入れ(都市緑地法第17条)

特別緑地保全地区内の土地で当該緑地の保全上必要があると認めるものについて、その所有者が行為の制限をうけることにより、その土地の利用に著しい支障を来す場合、県に対して、その土地を買い入れる旨申し出ることができます。

この場合、都道府県、市町村あるいは緑地管理機構がその土地を買います。



(2) (仮称)浅間山特別緑地保全地区

①地区の概要

- ・本地区は面積約 21.37ha、東武足利市駅の南西に隣接し、緑豊かな小高い山で地域の目印となり、社寺境内地、古墳等と一体となって良好な自然環境を形成しています。
- ・現在は風致地区に指定され、一定の開発・建築行為が規制されています。
- ・地区面積の 49.6% にあたる 10.61ha が市有地となっており、緑地としての保全・管理を進めていますが、今後も良好な自然環境・景観を維持するため特別緑地保全地区に指定し、凍結的・永続的な保全を担保することとします。

②緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備方針

特別緑地保全地区においては、凍結的・永続的な保全を担保することを基本とするため、次の施設を除き、法に基づく許可手続きを適宜、個別に行うこととします。

<許可手続きを簡素化できる施設>

- ・災害の防止または復旧のために必要やむを得ない施設
- ・法令に基づく行政庁の勧告に応じて整備する施設

③土地の買い入れ及びその土地の管理方針

特別緑地保全地区の土地で、その所有者が行為の制限をうけることにより、その土地の利用に著しい支障を来す場合に買い入れるべき旨の申し出があった場合は、次の方針のもとで、土地の買い入れを行うこととします。

<土地の買い入れに関する役割分担>

- ・地域住民等を含めた民間活力により緑地を保全する機運の高まりによって組織された緑地管理機構が買い入れることを検討しつつ、買い入れを希望しない場合は、県及び市が協議を行うこととします。

また買い入れた土地については、買い入れた者が、次の方針のもとで管理を行うこととします。

<買い入れた土地の管理方針>

- ・適正な管理を行う視点から、買い入れた主体は必要な台帳を整備することとします。
- ・当該緑地を良好な状態で管理・保全するため、樹木のせん定、枯損した木竹及び危険な木竹の処理を行うこととします。
- ・当該緑地の保全に関連して必要な施設の整備、維持管理を行うこととします。

④管理協定に基づく緑地の管理方針

特別緑地保全地区内の緑地のうち、次に該当する緑地については管理協定の締結を検討することとします。また、管理協定を締結する際には、次に示す事項を協定に定めることとします。

<管理協定の対象となる土地の区域等>

- ・土地所有者の疾病、高齢化、不在地主化等の理由により、日常の巡視や下草刈り等の管理行為が困難となっている土地の区域
- ・ただし、農地及び採草放牧地は含まない。

<管理協定の締結事項>

- 管理協定の目的となる土地の区域
- 緑地の管理の方法に関する事項
 - ・樹木のせん定の方法
 - ・枯損した木竹及び危険な木竹の処理の方法 など
- 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
- 管理協定の有効期限
- 管理協定に違反した場合の措置

⑤その他保全に関し必要な事項

その他保全に関連し、必要に応じて定める事項は次のとおりです。

<その他保全に関連し必要な事項>

- ・買い入れるべき旨の申し出がない場合であっても、緑地の保全及び活用の視点から必要となる緑地については、積極的な買い入れに努めることとします。



(3) (仮称)明神山特別緑地保全地区

①地区の概要

- ・本地区は面積約 0.65ha、市中心部の南に位置し、緑豊かな小高い山を形成しています。
- ・現在は風致地区に指定され、一定の開発・建築行為が規制されています。
- ・当該地区の全域が市有地となっているほか、隣接地に朝倉3丁目公園が近隣公園として都市計画決定されています。特別緑地保全地区の指定により、良好な自然環境・景観を維持しつつ、都市計画公園と一体となって自然観察等を通じて親しみ、健全な心身の保持及び増進のために保全・活用を図ることとします。

②緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備方針

特別緑地保全地区においては、凍結的・永続的な保全を担保することを基本とするため、次の施設を除き、法に基づく許可手続きを適宜、個別に行うこととします。

<許可手続きを簡素化できる施設>

- ・災害の防止または復旧のために必要やむを得ない施設
- ・法令に基づく行政庁の勧告に応じて整備する施設

③当該地区の土地の管理方針

全域が市有地である本地区の土地については、市が維持・管理することを原則としますが、これに代わって緑地管理機構が管理主体となることができるものとします。

維持・管理に際しての方針は次のとおりとします。

<当該地区の土地の管理方針>

- ・適正な管理を行う視点から、管理主体は必要な台帳を整備することとします。
- ・当該緑地を良好な状態で管理・保全するため、管理主体は樹木のせん定、枯損した木竹及び危険な木竹の処理を行うこととします。
- ・管理主体は、当該緑地の保全に関連して必要な施設の整備、維持管理を行うこととします。